

(新) アジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物適正管理事業
30百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

アジア太平洋地域におけるe-waste(電気電子機器廃棄物)の量の急増に伴い、環境及び健康に及ぼす悪影響が懸念されており、バーゼル条約締約国会合や3Rイニシアティブ閣僚会合においてもe-waste対策の必要性が確認されたところである。

このため、バーゼル条約事務局では、アジア太平洋地域におけるe-wasteの最小限化、資源の有効再利用及び環境上適正な処理を確実にすることを目的としたプロジェクトを計画している。

中古利用目的も含む相当数の電子電気機器を途上国向けに輸出している我が国としては、当事国としてe-waste問題に取り組む必要がある、多数国に関わる問題であることから、国際機関であるバーゼル条約事務局と協力してe-waste対策を推進することが妥当である。

当該プロジェクトのうち、e-wasteに係る現状把握、地域ワークショップの開催、ガイドラインの策定作業等に対して我が国が事業を実施するものであり、平成18年度は、我が国として関わりの深い、タイ、マレーシアの2か国についてe-wasteのインベントリーを作成する事業を行う。

2. 事業計画(下線部の活動について事業を行う)

平成18年：e-wasteインベントリー作成、パイロット事業、ワークショップ

平成19年：ワークショップ、パイロット事業

環境上適正な処理に関するガイドライン作成

平成20年：パイロット事業、国際会議

3. 施策の効果

<アウトプット> e-wasteインベントリー、e-waste情報データベース、適正処理ガイドライン、法制度整備等

<アウトカム>

- ・ e-wasteの適正な処理による環境汚染・健康被害の未然防止
- ・ e-wasteのリサイクルによる資源の有効利用促進
- ・ アジア太平洋地域の廃棄物政策担当者、産業界、NGO等の能力向上
- ・ 関係者間のパートナーシップの構築